

令和5年度教育実習生の受入れについて

香川県立香川丸亀養護学校

以下の各条件を満たす者について、本校の教育計画に支障が生じないと思われる場合に限り、これを許可する。

1 教育実習生受入れの人数、申込期日等

- (1) 人数は、4名程度とする。(申込み多数の場合は校内で協議の上決定する。申し込み先着順ではない。)
- (2) 申込みは、令和4年4月8日(金)から6月10日(金)までに行う。
- (3) 申込みは、事前に電話等で打ち合わせの上、本人が来校して面談を受け、所定の申込書を教育実習係(教務主任)へ直接提出して行う。

2 教育実習出願の条件

- (1) 特別支援教育に熱意をもち、将来、教員になる意志が強く、本県の教員採用選考試験を受験する者であること。
- (2) 特別支援学校教諭免許の取得を希望する者であること。
- (3) 実施期間は、本校が指定する期間(令和5年9月中旬から10月中旬を予定)であること。
- (4) 原則として在籍する大学に附属特別支援学校が設置されていないこと。

3 教育実習の内諾

教育実習について、令和4年7月8日(金)付で各大学へ連絡する。

4 教育実習の許可

- (1) 内諾を与えた者について、年度当初(令和5年5月)までに学長又は学部長から「教育実習依頼書」を本校校長あてに提出させる。
- (2) 教育実習の許可について、大学へ通知する。

5 実習生との事前打ち合わせ

- (1) 実習生は、本校の指定する日に(令和5年8月下旬)に来校し、次のことを行う。
 - ① 実習期間中の服務(勤務時間・勤務態度・服装等)、その他必要事項についての注意
 - ② 学年主任・指導教諭との打ち合わせ
 - ③ その他必要な事項
- (2) 本県では教育実習費として、実習生一人あたり3,000円を徴収している。

6 実習後

評価等を大学へ送付する。

* 受け入れの内諾後、民間企業への就職内定等で変更があった場合は、大学を通して速やかに教育実習辞退を申し出ること。